

倉吉市公共下水道条例及び倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第17号

倉吉市公共下水道条例及び倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(倉吉市公共下水道条例の一部改正)

第1条 倉吉市公共下水道条例(昭和53年倉吉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の検査により、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していないと認めるときは、当該工事を行った者に対し、期間を定めて補修を命ずるものとする。</p>	<p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の検査により、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、<u>当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとし、</u>適合していないと認めるときは、当該工事を行った者に対し、期間を定めて補修を命ずるものとする。</p>
<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設又は修繕の工事(管理者が別に定める軽微な工事を除く。以下「排水設備工事」という。)は、管理者が指定した者(以下「<u>指定工事店</u>」という。)でなければ行ってはならない。</p>	<p>(排水設備工事の指定業者の指定)</p> <p>第8条 排水設備等の新設又は修繕の工事(管理者が別に定める軽微な工事を除く。以下「排水設備工事」という。)は、管理者が指定した者(以下「<u>指定業者</u>」という。)でなければ行ってはならない。</p> <p><u>2 指定業者の指定に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、管理者が別に定める。</u></p>
<p>(指定の要件)</p> <p>第8条の2 <u>指定工事店</u>として管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(指定の要件)</p> <p>第8条の2 <u>指定業者</u>として管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(指定の申請等)</p> <p>第8条の3 <u>指定工事店</u>として指定を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより管理者に申請しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の指定の申請があったときは、これを審査した結果、<u>適当と認め</u>た者を<u>指定工事店</u>として指定する。</p> <p>3 略</p>	<p>(指定の申請等)</p> <p>第8条の3 <u>指定業者</u>として指定を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより管理者に申請しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の指定の申請があったときは、これを審査した結果、<u>適当と認め</u>た者を<u>指定業者</u>として指定する。</p> <p>3 略</p>
<p>(指定の更新)</p> <p>第8条の6 <u>指定工事店</u>は、前条の有効期間満了に際し、引き続き<u>指定工事店</u>としての指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p>	<p>(指定の更新)</p> <p>第8条の6 <u>指定業者</u>は、前条の有効期間満了に際し、引き続き<u>指定業者</u>としての指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p>

うとするときは、指定の更新を受けなければならない。

2 前項の指定の更新を受けようとする指定工事店は、当該有効期間満了の日の30日前までに、管理者が別に定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

3 略

#### (指定工事店証)

第8条の7 管理者は、指定工事店に対し、倉吉市排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証を亡失し、又は毀損したときは、直ちに再交付を申請しなければならない。

4 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に指定工事店証を返納しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 亡失により指定工事店証の再交付を受けた場合で、亡失した当該指定工事店証を発見したとき。

#### (指定工事店の責務)

第8条の8 指定工事店は、下水道に関する法令、条例その他管理者が別に定めるところに従い適正な排水設備工事の施行に努めなければならない。

#### (変更の届出)

第8条の9 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者にその旨を届け出なければならない。

(1)～(4) 略

#### (指定の取消し又は停止)

第8条の10 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(1)～(4) 略

(5) その他管理者が指定工事店として不適当と認めるとき。

#### (手数料)

第9条 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数を徴収する。

(1) 指定工事店の指定又は指定の更新 1件につき10,000円

するときは、指定の更新を受けなければならない。

2 前項の指定の更新を受けようとする指定業者は、当該有効期間満了の日の30日前までに、管理者が別に定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

3 略

#### (指定業者証)

第8条の7 管理者は、指定業者に対し、倉吉市排水設備工事指定業者証（以下「指定業者証」という。）を交付する。

2 指定業者は、指定業者証を営業所内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 指定業者は、指定業者証を亡失し、又は毀損したときは、直ちに再交付を申請しなければならない。

4 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に指定業者証を返納しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 亡失により指定業者証の再交付を受けた場合で、亡失した当該指定業者証を発見したとき。

#### (指定業者の責務)

第8条の8 指定業者は、下水道に関する法令、条例その他管理者が別に定めるところに従い適正な排水設備工事の施行に努めなければならない。

#### (変更の届出)

第8条の9 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者にその旨を届け出なければならない。

(1)～(4) 略

#### (指定の取消し又は停止)

第8条の10 管理者は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(1)～(4) 略

(5) その他管理者が指定業者として不適当と認めるとき。

#### (手数料)

第9条 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数を徴収する。

(1) 指定業者の指定又は指定の更新 1件につき10,000円

(2) <u>指定工事店証</u> の再交付 1件につき1,000円	(2) <u>指定業者証</u> の再交付 1件につき1,000円
------------------------------------	-----------------------------------

(倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成3年倉吉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事（管理者が別に定める軽微な工事を除く。）は、倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条の規定により管理者が指定した者でなければ<u>行ってはならない</u>。</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の検査により、その工事が管理者が定める排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該工事を行った者に対し、期間を定めて補修を命ずるものとする。</p>	<p>(排水設備工事の指定業者)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事（管理者が別に定める軽微な工事を除く。）は、倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条の規定により管理者が指定した者でなければ<u>行うことができない</u>。</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の検査により、その工事が管理者が定める排水設備の設置及び構造の技術上の基準に<u>適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとし、</u>適合していないと認めるときは、当該工事を行った者に対し、期間を定めて補修を命ずるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の倉吉市公共下水道条例第8条の規定により排水設備工事の指定業者の指定を受けている者は、当該指定の有効期間内に限り、第1条の規定による改正後の倉吉市公共下水道条例第8条の規定による排水設備指定工事店の指定を受けた者とみなす。